



2026年3月4日

各位

会社名 株式会社リベルタ  
代表者名 代表取締役社長 佐藤 透  
(コード番号 4935 東証スタンダード市場)  
問合せ先 専務取締役 二田 俊作  
(TEL. 03-5489-7661)

## 本社移転及び定款の一部変更並びに特別損失の発生に関するお知らせ

当社は、本日2026年3月4日開催の臨時取締役会にて、本社移転にあたり2026年3月27日開催予定の定時株主総会に、下記のとおり定款の一部変更について付議することを決議いたしましたのでお知らせいたします。

### 記

#### 1. 本社移転

##### (1) 移転後の本社所在地

東京都千代田区紀尾井町4番1号 ニューオータニ ガーデンコート17階

##### (2) 移転の理由

現在入居している本社ビルの定期建物賃貸借契約が2027年1月31日を以って終了することによるものであります。

##### (3) 移転時期

2026年9月(予定)

##### (4) 業績への影響

本社移転に伴い発生する移転費用等につきましては、2026年12月期において50百万円を特別損失に計上する予定であります。2026年12月期の通期業績予想に織り込み、2026年2月13日発表の「2025年12月期 決算短信〔日本基準〕(連結)」にて開示しております。

なお、今後新たに業績に影響を及ぼす重要な事項が生じた場合は、速やかにお知らせいたします。

#### 2. 定款の一部変更

##### (1) 定款変更の目的

前項に記載した理由のため、現行定款第3条(本店の所在地)を変更するものです。

なお、この現行定款の変更は、2027年に開催を予定する第31回定時株主総会までに開催される取締役会において決定する本店移転日をもって効力を生ずるものとし、



その旨附則で規定するものであります。

(2) 定款変更の内容

変更の内容は、以下のとおりです。変更箇所には下線を付しています。

現行定款	変更案
(本店の所在地) 第3条 当社は、本店を東京都渋谷区に置く。	(本店の所在地) 第3条 当社は、本店を東京都千代田区に置く。
(新 設)	附 則 第3条 定款第3条の変更は、2027年に開催を予定する第31回定時株主総会までに開催される取締役会において決定する本店移転日をもって効力を生ずるものとする。 <u>なお、本附則は効力発生日経過後、これを削除する。</u>

(3) 日程

定款変更のための株主総会開催日	2026年3月27日(予定)
定款変更の効力発生日	2027年に開催を予定する第31回定時株主総会までに開催される取締役会において決定する本店移転日をもって効力を生ずるものいたします。

以上